

改正民法のポイントと 企業の契約・実務に与える影響

《開催要領》

- 日 時● 2017年 8月29日(火) 13:00~17:00
- 会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師 中島成総合法律事務所 弁護士 中島成 氏

講師紹介

昭和34年8月生まれ。東京大学法学部卒。裁判官(名古屋地方裁判所)を経て昭和63年4月弁護士(東京弁護士会所属)。平成2年中島成法律事務所(現中島成総合法律事務所)設立。日本商工会議所・東京商工会議所「会社法制の見直しに関する検討準備会」委員、東京商工会議所「経済法規・CSR委員会」委員等を務める。主な業務は、企業法務、事業再生等。『図解でわかる会社法』『入門の法律 商法のしくみ』(日本実業出版社)、『民事再生法の解説~企業再生手続~』『個人情報保護法の解説』(ネットスクール)など著書多数。

《ご参加いただきたい方》

法務部門、総務部門、知的財産部門、など関連部門のご担当者

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171510-0303(※) 改正民法のポイントと企業の契約・実務に与える影響			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL			FAX
ふりがな ご氏名			所 属 役 職
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

改正民法のポイントと企業の契約・実務に与える影響

8/29
(火)

13:00

【開催にあたって】

2017年4月に民法改正案が衆議院を通過し、実に120年ぶりの改正が実施される見込みです。それに伴い企業の法務担当者を中心に、各種取引契約、約款、業務フロー等、改正に合わせて対応する必要があります。本セミナーでは、民法の改正について、内容を解説すると共に、改正によって生じる企業の契約・実務への影響を平易に解説していきます。

【プログラム】

1. 民法(債権法)改正の経緯

2. 改正民法のポイントと企業の契約・実務に与える影響

- (1) 契約の発生原因(背景・動機・目的)を示す条項の重要性
- (2) 保証
- (3) 約款
- (4) 売買
 - ・目的物が契約内容に不適合な場合 ~改正前の「瑕疵担保責任」~
 - ・危険負担
- (5) 賃貸借
- (6) 請負
- (7) 委任
- (8) 消費貸借
- (9) 消滅時効
- (10) 解除
- (11) 法定利率
- (12) 債権譲渡
- (13) 詐害行為取消権
- (14) 相殺
- (15) 錯誤

3. 改正民法施行前後の契約と改正民法の適用関係(経過措置)

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。
※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。